

申立人債務者 東京 三郎 に関する

陳述書（作成名義人は申立人） 東京 三郎 (東京印)
報告書（作成名義人は申立代理人） _____ (印)

* いずれか書きやすい形式で本書面を作成してください。

* 適宜，別紙をつけて補充してください。

自署してください。

1 過去10年前から現在に至る経歴

補充あり

就業期間	自営 勤め パート・バイト 無 他()
就業先(会社名等)	地位・業務の内容
平成7年8月～平成13年3月	自営 <input checked="" type="checkbox"/> 勤め パート・バイト 無 他()
株式会社セゾンファンデックス	金融業者にて、融資及び顧客管理を担当
平成13年4月～平成13年9月	自営 勤め パート・バイト <input checked="" type="checkbox"/> 無 他()
無職	
平成13年10月～平成14年5月	自営 <input checked="" type="checkbox"/> 勤め パート・バイト 無 他()
株式会社ソニー	電化製品の販売を主とする会社にて、経理全般を担当
平成14年6月～現在 年 月	自営 <input checked="" type="checkbox"/> 勤め パート・バイト 無 他()
西濃運輸株式会社	運送会社にて、運転手として勤務

* 流れがわかるように時系列に記載します。

* 破産につながる事情を記載します。10年前というのは一応の目安にすぎません。

* 過去又は現在，法人の代表者の地位にある場合は，必ず記入します。

2 家族関係等

補充あり

氏名	続柄	年齢	職業	同居
東京 太郎	父	68	無職	
東京 花子	妻	33	主婦	

* 申立人の家計の収支に関する範囲で書いてください。

* 続柄は申立人から見た関係を記入します。

* 同居の場合は，同居欄に 印を記入します。

3 現在の住居の状況 補充あり

- ア 申立人が賃借 イ 親族・同居人が賃借 ウ 申立人が所有・共有
エ 親族が所有 オ その他 (_____)

*ア, イの場合は, 次のうち該当するものに 印をつけてください。

- a 民間賃借 b 公営賃借 c 社宅・寮・官舎
d その他 (_____)

4 今回の破産申立費用(弁護士費用を含む)の調達方法 補充あり

- 申立人自身の収入 法律扶助協会
親族・友人・知人・(_____)からの援助・借入
(その者は, 援助金・貸付金が破産申立費用に使われることを
知っていた 知らなかった)
その他 _____

5 破産申立てに至った事情 補充あり

*債務発生・増大の原因, 支払不能に至る経過及び支払不能となった時期を,
時系列でわかりやすく書いてください。

*事業者又は事業者であった人は, 事業内容, 負債内容, 整理・清算の概況,
資産の現況, 帳簿・代表者印等の管理状況, 従業員の状況, 法人の破産申
立ての有無などをここで記載します。

別紙の通り

問4 破産手続開始の申立てがあった日の1年前の日から破産手続開始の決定があった日までの間に、他人の名前を勝手に使ったり、生年月日、住所、負債額及び信用状態等について誤信させて、借金したり、信用取引をしたことがありますか（破産法252条1項5号）。 補充あり

有（以下に記入します） 無

（単位：円）

時 期	相 手 方	金 額	内 容

問5 破産手続開始（免責許可）申立前7年以内に以下に該当する事由がありますか（破産法252条1項10号関係）。

有（番号に をつけてください） 無

1 免責決定の確定 免責決定日 平成 年 月 日

（決定書写しを添付）

2 給与所得者等再生における再生計画の遂行

再生計画認可決定日 平成 年 月 日

（決定書写しを添付）

3 ハードシップ免責決定（民事再生法235条1項，244条）の確定

再生計画認可決定日 平成 年 月 日

（決定書写しを添付）

問6 その他，破産法所定の免責不許可事由に該当すると思われる事由がありますか。 補充あり

有 無

有の場合は，該当法条を示し，その具体的事実を記載してください。

問7 破産申立てに至る経過の中で，申立人が商人（商法4条。小商人〔商法8条，商改施法3条〈資本金50万円未満の非会社〉〕を除く。）であったことがありますか。

有（ 次の に答えます） 無

申立人が業務及び財産の状況に関する帳簿（商業帳簿等）を隠滅したり，偽造，変造したことがありましたか（破産法252条1項6号）。

補充あり

有 無

有の場合は，a その時期，b 内容，c 理由を記載してください。

問8 本件について免責不許可事由があるとされた場合、裁量免責事由として考えられるものを記載してください。

【免責不許可事由と思慮される事由】

- (1) 申立人は、平成16年5月から6月にかけて計2回、申込みをすると名簿が送付され、そこに記載された商品を購入したことにしてローンを組み、その直後に同商品を売却したことにして一括で現金を入手するという方法で換金行為を行ってしまいました。名簿の記載からは、実際にどのような商品が扱われたかは把握できませんでした。また、同方法は立ち看板を見て申し込んだもので、現在仲介者カンパニーとは連絡不能です。
- (2) 平成16年7月東京三菱銀行に対して5,000円、オリエントコーポレーションに対して10,000円を支払いました。

【裁量免責事由と思慮される事由】

(1) について

申立人がこのような行為に至ったのは、月々の返済に疲れ果て、冷静な判断力を欠いたことによります。申立人は借金の返済に追われ、身体的にも精神的にも追い詰められ、自殺まで考えるようになりました。そのような状況の中、それでも返済しなくてはと思い、低利でお金が借りられるという立て看板で知った業者に唆されて、このような行為をしてしまいました。

申立人は、できるだけ完済しようと努力しました。

債権者も申立てに対して特に何も言ってきていません。

申立人はこの行為について深く反省していること、申立人の経済的厚生のためには免責が不可欠であることから、何卒寛大なるお取り計らいをお願いいたします。

(2) について

東京三菱銀行への返済は申立人の妻が行ったものです。債務額が少ないことから支払ってはいけないものだということを失念し、支払いを行ってしまいました。

オリエントコーポレーションへの返済は自動引き落とし契約を解除し忘れ返済してしまったものです。

申立人はこの行為について深く反省していること、申立人の経済的厚生のためには免責が不可欠であることから、何卒寛大なるお取り計らいをお願いいたします。

以上